

北海道海外人材待機費用緊急補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)に定めのあるものを除くほか、北海道海外人材待機費用緊急補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 道内企業等が雇用する海外人材が入国に際し、水際対策に対応するため、海外人材が宿泊した場合の費用を補助することにより、道内企業等の人材確保を支援する。

(支給の範囲)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、交付する。

(定義)

第4条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「道内企業等」とは、道内に所在する事業所において、海外人材を雇用する法人又は個人をいう。
- (2) 「水際対策への対応」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において海外人材に対して求められる対応のうち、当該入国の日の翌日から起算して14日間、ホテル等に待機することをいう。
- (3) 「海外人材」とは、令和2年(2020年)7月29日以後に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二に定める特定技能若しくは技能実習の在留資格を有する者、又は、別記1に定める在留資格を有する者のうち、別記2の分野の道内企業等に雇用される者をいう。

(補助対象者)

第5条 補助金は、海外人材を雇用する道内企業等に交付するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、水際対策への対応のために道内企業等が負担した宿泊費(海外人材に係るものに限り、出張に係るものは除く。)とする。

(補助金額の算出方法等)

第7条 この補助金の交付額は、補助対象経費に係る宿泊費(一人につき一日当たり1万円を上限とする。)の実支出額に補助率を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助率は10分の10以内とする。

(交付申請)

第8条 道内企業等は、補助金の交付を受けようとするときは、令和3年3月19日までに、北海道海外人材待機費用緊急補助金交付申請書(経済第52号様式(平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式)(以下「交付申請書」という。))を次の各号に掲げる書類とともに、知事に提出するものとする。

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類(申請に係る海外人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ(証印)のページの写し)
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類(技能実習の場合は技能

実習計画認定申請書の写し及び技能実習計画認定通知書の写し、特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合はパスポートの指定書のページの写し（指定書に記載の「本邦の公私の機関」の所在地が道外の場合は、当該ページの写しに加え、雇用契約書の写し）、その他の場合は在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し）

(3) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）

(4) 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。）

(補助金の交付の決定、補助金の額の確定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該交付申請書等を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定及び額を確定し、申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納局長通達）第2号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年10月14日から施行する。

別記 1

第 4 条第 3 号に定める在留資格は、次のとおりとする。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二に定める下記の在留資格

高度専門職のうち、下欄 1 号ロ又はハの活動に従事する者

経営・管理

医療

研究

技術・人文知識・国際業務

介護

技能

同法別表第一の五に定める特定活動のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131 号） 1 号から 2 号の 2 まで、6 号、8 号、9 号、12 号、15 号から 17 号まで、20 号から 22 号まで、27 号から 29 号まで、32 号、33 号、35 号から 37 号まで、42 号、44 号、46 号若しくは 48 号の活動に従事する者

別記2

第4条第3号に定める分野は、次のとおりとする。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）に定める下記の分野

- 一 介護分野
- 二 ビルクリーニング分野
- 三 素形材産業分野
- 四 産業機械製造業分野
- 五 電気・電子情報関連産業分野
- 六 建設分野
- 七 造船・船用工業分野
- 八 自動車整備分野
- 九 航空分野
- 十 宿泊分野
- 十一 農業分野
- 十二 漁業分野
- 十三 飲食料品製造業分野
- 十四 外食業分野